



戦争をさせない
Anti-War Committee of 1000
1000人委員会

1000人委員会ニュースNo.6

(2014年8月15日号)

〒101-0063東京都千代田区

神田淡路町1-15 塚崎ビル3階

TEL:03-3526-2920

FAX:03-3526-2921

■憲法破壊の閣議決定を今すぐ撤回しろ！ 7.31 集会



清水雅彦さんが開会あいさつ（7月31日、全電通労働会館ホール）

7月31日、全電通労働会館において、「憲法破壊の閣議決定を今すぐ撤回しろ！戦争をさせない 1000人委員会 7.31集会」が開かれ、会場満杯の500人以上が参加しました。

1000人委員会の事務局長代理の清水雅彦さん（日本体育大学教授）が「7月1日に集団的自衛権の行使容認の閣議決定が強行されたが、法制度を変えなければ施行できない。まだまだ闘いを続けよう」と呼びかけました。

続いて、政府の憲法9条解釈の分析を行ってきた浦田一郎さん（明治

大学法学部教授）が、「集団的自衛権容認の閣議決定と今後の課題」と題して講演を行いました。次に、多くの米軍基地を抱え、すでに実質的には「集団的自衛権」のもとにある沖縄からの訴えとして、福元勇司さん（沖縄平和運動センター副議長）が、7月1日以降の辺野古などを取り巻く情勢について、現地の新聞記事などを使って報告しました。

沖縄等米軍基地問題議員懇談会代表で立憲フォーラム代表でもある近藤昭一衆院議員も駆けつけ、「平和的生存権をないがしろにする安倍政権こそ最大の脅威だ」と、今後も国会内で闘う決意を表明しました。

最後に今後の運動について、1000人委員会の呼びかけ人の福山真劫さん（平和フォーラム代表）が「安倍政権への支持が激減している、今後も大きな運動を作ろう」と呼びかけました。当面の取り組みは、9月4日に日比谷野外音楽堂で「戦争をさせない・9条を壊すな！総がかり行動」、9月30日に「戦争をさせない全国署名」の第二次集約に全国の力を結集することを訴えました。また、各地での1000人委員会の活動展開、国会での関連法案の成立阻止などの運動を展開し、年内に大きな集会・行動を行う方針を明らかにしました。

浦田一郎さん（明治大学法学部教授） 90年代前半から、平和主義を研究テーマにしてきた。2000年頃から政府の憲法9条解釈の分析をしてきた。1954年の自衛隊発足時から今回の閣議決定に至るまでの、政府の集団的自衛権解釈の歴史を解説したい。

1. 閣議決定の歴史的背景

1954年7月1日の自衛隊発足時、旧安保条約との関係の中で集団的自衛権が問題となった。当時の下田武三外務省条約局長が「集団的自衛権は国際法上日本も持っているが、憲法上は行使できない」という答弁をしている。これが今までの政府解釈の基になるものだ。安保法制懇は、集団的自衛権の政府の憲法解釈の歴史を描いているが、そのなかでこの答弁のことは無視している。もう一つ「自衛力」の議論で、自衛隊発足後の1954年12月22日に政府統一見解で、「自衛隊の必要最小限度の自衛力は憲法で禁止されていないので、自衛隊は合憲だ」とされた。憲法9条で戦争を放棄しているが、

他方で国家保有の自衛権がある。その両方の中で、限られた実力は持つことができると説明された。この自衛力論は個別的自衛権に関する議論だった。

1959年の砂川事件最高裁判決では、「憲法9条が戦争を放棄しているが、他方で国家保有の自衛



浦田一郎さん

権がある。そのために必要な自衛の措置は取れる」という言い方をしている。54年の自衛力論と同じ形だ。従って、この判決で言っているのは個別的自衛権の話であり、そこから集団的自衛権を引き出そうということは無理がある。もう一つは、60年安保の審議で政府側の答弁として、「海外派兵したり、外国の領土に上陸するような集団的自衛権は行使できない」と言っている。当時の議員による「行使できる集団的自衛権は何か」との質問に対して、「基地の提供や経済的支援という、実力ではないものを集団的自衛権と考えればそれは放棄していない」という答弁で、質問と回答が一致していない。本当は「限定された集団的自衛権は行使できる」と回答したかったが、当時の60年安保闘争の圧力が歯止めとなった。この議論を復活させたのが今回の「閣議決定」だ。

1972年に政府統一見解で「自衛のための措置は必要最小限度でなければならぬため、個別的自衛権はその中に入るとしても集団的自衛権は入らないから違憲だ」という見解がなされた。「朝鮮有事の際に日本が武力攻撃を受けていなくても参戦するのか」と追及をされて、結局はそれを否定した。当時はベトナム戦争末期で、集団的自衛権を行使できるという答弁はできなかった。つまり、政府は好き好んで「集団的自衛権を行使できない」という解釈を出したわけではない。国民や市民運動のプレッシャーの中で嫌々出したものだ。その後、1981年に、「集団的自衛権は国際法上保有していても、憲法上は行使できない」という現在までの解釈が確立した。

2014年7月1日の安倍政権の閣議決定では、「必要最小限度の自衛のための措置」を当てはめるために、「わが国みずからの存立」という抽象的な自衛の理念を持ち出している。それを具体化するための手段として、個別的自衛権だけではなくて集団的自衛権や集団安全保障が想定された。安保法制懇は、「限定容認が憲法解釈に基づくのか、法律以下の法令や政策に基づくのか」という議論を行った。閣議決定では、「集団的自衛権は限定的にしか行使できない」としているが、限定行使のある部分を憲法解釈に基づき、ある部分を法令や政策に基づくという仕分けを行う作業に入るとするのが基本的な方向性だろう。

2. 限定容認には幅がある

72年の政府見解では、「自衛の措置」について必要最小限度とされたが、閣議決定では「武力の行使」は必要最小限度と言い換えている。これによって集団的自衛権や集団安全保障も解釈に入りやすくなっている。「わが国の存立」、「国民の生命」、「自衛の措置」という言い方は、72年の見解で個別的自衛権を説明するために使われていた。すなわち、個別的自衛権に近い集団的自衛権は認められるという形になっている。

集団的自衛権も集団安全保障も閣議決定には言葉として出てこない。直接言わずに意味するように工夫がされている。「わが国と密接な関係」、「明白な危険」というのは一定の幅がある言葉で、拡大する可能性もあるが、ブレーキがかかる要素も含んでいる。アメリカが行う戦争で、集団的自衛権によって参戦が正当化される可能性がある。その場合、例えば中東のアフガニスタンと日本の間に「密接な関係」がなければならないが、微妙なところだろう。ホルムズ海峡で武力紛争が起こり、石油が止まると日本社会も困ると言っているが、これは「明白な危険」として通常想定されるものではない。法的に「明白な危険」というのはかなり限定されたものであり、これでは集団的自衛権を行使する場合に使い勝手が悪いということで、また解釈変更を行うのではないか。集団的自衛権を全面容認する場合は憲法改正だが、限定容認を広げるなら再び解釈改憲で行う可能性が否定されていない。

この秋に「日米ガイドライン」の改定が予定されているが、外交の最終的な権限は国会にある。また、来年春に法案審議が予定されているが、閣議決定は国会を拘束するものではない。これらの論点を詰めていく上で国会審議の役割は大きく、国会と結びついた市民運動が重要だ。

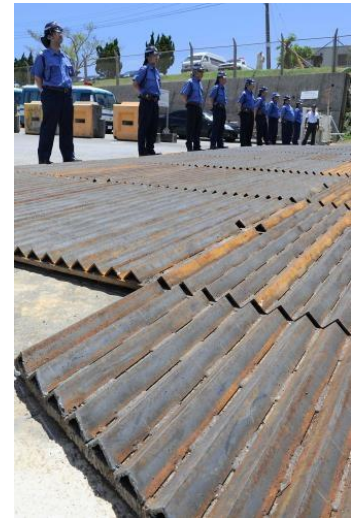


福元勇司さん（沖縄平和運動センター副議長） 閣議決定が行われた7月1日の同日に、名護市辺野古への新たな米軍基地の着工が行われた。さらに同日、米軍への提供水域拡大が閣議決定された。本来、提供水域は米軍演習のためのもので、埋め立てのために拡大するのは正当性を欠く。辺野古への着工は、国会の議論を経ずに行政手続きだけで進められ、非民主主義的な手法で、まさに集団的自衛権の行使容認と同じやり方だ。県民世論調査では73.6%が辺野古移設に反対しているのに、なぜ基地建設が強行されるのか。沖縄は権力による構造的暴力の下に置かれており、これは沖縄差別だ。いま

辺野古周辺では「現代版・銃剣とブルドーザー」と呼ぶべき対立が起きている。移設する側の宜野湾市普天間と移設される側の名護市辺野古の対立。辺野古のゲート前では、同じ沖縄県民である工事業者や警察と建設に反対する住民の対立。地元では、お金をもらって受け入れる住民と反対派の住民との対立。県民同士を対立させ、地域の中でお互いにケンカをさせている。基本的人権である環境権も形骸化し、沖縄に日本国憲法は適用されていないのではないか。

7月20日には、抗議団が抗議活動を止めた後の深夜に海上ブイの搬入を行った。夜陰に乗じて作業をするのは本当に卑怯だ。住民運動へのどう喝・かく乱・だまし討ち。新基地建設のためには手段を選ばないという、安倍政権の横暴性が露骨になってきた。7月29日には、沖縄防衛局がゲート前にギザギザの鉄板を敷設した。この上でもみ合って倒れたら大げがどころではすまない。「泥落とし」と言うが、基地から泥を出さないための泥落としは基地の中に置けと言いたい。さらに、沖縄やんばるの自然を破壊して、高江のヘリパット建設にも着工した。

いまの安倍政権は、民意に反する強行と人権無視で、憲法の民主主義、基本的人権、平和主義を沖縄に適用していない。軍事力に頼る安全保障は憲法に反している。国民にとって一番の脅威は安倍政権だ。沖縄では連日、辺野古に張り付きながら抗議行動を行っている。これを全国に伝えてほしい。それが集団的自衛権を許さず平和を守る闘いにつながる。



辺野古ゲート前の鉄板
(沖縄タイムスより)

■今後の活動提起

「戦争をさせない1000人委員会」は、これからの臨時国会、来年の通常国会に向け、違憲の閣議決定を認めず、憲法破壊で戦争への道を突き進む安倍政権と対決します。全国的なたたかいをつくるため、諸活動を展開しましょう。

- 臨時国会に向け「戦争をさせない全国署名」の活動を続け、9月30日に第2次集約を行います。
- 「戦争をさせない1000人委員会」の賛同者をさらに広げ、5000人をめざします。すべての都道府県で1000人委員会活動を展開し、各地域、職場にも1000人委員会を立ち上げましょう。
- 9月4日、日比谷野外音楽堂の「戦争をさせない・9条壊すな！総がかり行動」をはじめ、全国の各地域で集会・学習会を開催します。
- 10月の臨時国会で、「閣議決定」の撤回を求め、与野党国会議員への要請行動を行います。11月には、国会をとりまく大集会も計画しています。
- 12月に向けた政府の「日米ガイドライン見直し」に対する諸行動を国会内外で取り組みます。
- 1月に開会の通常国会に向けて、2015年度予算案（米軍基地や自衛隊関連など）、「閣議決定」関連法案に対する取り組みを準備します。

■集会・活動スケジュール

8月15日時点での予定です。日程変更や緊急の行動呼びかけをさせて頂くことがあります。詳細はホームページをご覧頂くか、事務局までお尋ねください。

8月28日（木）18時30分～

戦争をさせない1000人委員会 8.28 学習会

場 所：連合会館 2階 203 会議室（御茶ノ水、地下鉄新御茶ノ水下車）

講 師：半田滋さん（東京新聞論説委員）

※参加無料です

9月 4日（木）18時00分～

戦争をさせない・9条壊すな！ 9.4 総がかり行動

場 所：日比谷野外音楽堂

発 言：雨宮処凛さん、落合恵子さん、香山リカさん ほか

報 告：各地からの報告など

デ モ：銀座・東京駅方面

※解釈で9条壊すな！実行委員会との共同主催

■全国のみなさんからのメッセージ

— 「たった一人の1000人委員会」

もう黙ってられない、と思っていた頃「戦争をさせない1000人委員会」を知りました。すぐに賛同者の中に加えてもらい、チラシ、署名用紙を送っていただき「戦争をさせない1000人委員会・伊東の会」を一人で勝手につくりました。知人、友人、そして平和活動をしている団体に協力を願い、署名活動を始めました。

第1次集約日までに1085人の署名を集め、東京へ送ることができました。“たった一人の1000人委員会”は今でも続いています。

今は憲法の大切さと「集団的自衛権行使容認」の危険性を多くの市民、特に高校生に知ってもらおうと、こつこつ活動しています。1人でも、2人でもできるのです。大きな成果はなくてもいい、大きな都市ばかりでなく、日本の隅々までこの活動を広げましょう。

「戦争をさせない1000人委員会・伊東の会」（静岡県・五百木康司）

— 「このたび、戦争をさせない1000人委員会の活動を知り、ぜひ1000万筆達成に協力したいと思い、ご近所の友人や夏休みで里帰りしている人たちに呼びかけました。署名をいただいた全ての人が集団的自衛権の行使は憲法9条に違反だと口をそろえて言い、我が息子・孫たちを絶対戦場に行かせたくないと署名が集まりました。

安倍首相は国民の安全を守るために必要だと言っていますが、必ず日本が戦争に巻き込まれるのは間違いありません。今まで通り9条を守り、平和な日本を世界のお手本とすべきだと思います。9条を誇りにこれからも活動したいと思います」

— 「せんそうはしないでください せんそうはしんじやうからやめてください 5さいより」

— 「自分の子どもたちを戦争に行かせるような日本には絶対したくありません！」

— 「人々から人生・未来を奪う戦争は、いかなる理由があってもしてはいけません」

— 「私の夫は自衛官です。集団的自衛権行使容認など絶対に許せません！断固反対です！！」

<事務局からのお知らせ>

各地域の取り組み、1000人委員会の立ち上げ、賛同者の皆様のメッセージなどを掲載していきたいと考えています。事務局へ手紙、FAX、メールでお寄せください。紙面の都合上、掲載しきれない場合はご了承ください。